

令和5年9月29日付け県公報第454号静岡県がんセンター局告示第3号（静岡県立静岡がんセンター事業管理者が保有する保有個人情報が記録されている文書等の写しの交付等に要する費用等を定める要綱の制定）中、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から1	静岡県がんセンター局告示第3号	静岡県がんセンター局告示第4号